

お知らせ

命を守る 住宅用火災警報器 設置してますか？点検してますか？



設置する場所(例)

設置が必要な場所は、寝室・階段等*です。

*階段は、寝室が2階以上にある場合に必要です。



点検方法

ひもを引っ張ったり、ボタンを長押しすると、音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。



住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから、令和3年6月1日で10年を迎えました。

*住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

詳しくは▶

白石消防署 大町分署

☎ 82-3950

お知らせ 第71回「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～にご協力を

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、再犯防止啓発月間です。犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支え「誰もがやり直し、活躍できる社会を構築する」ことが、安全で安心な地域社会づくりにつながります。

また、立ち直りを支えるためには、立ち直ろうとする人を見守り、支える「地域のチカラ」が必要です。「社会を明るくする運動」は安全・安心な地域づくりのための重要な活動です。

皆さんの力により、大町町を安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会にしていきたいと思います。

詳しくは▶

総務課 庶務係

☎ 82-3111

コロナ支援 介護保険料の納付が困難な人へ

新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少し、介護保険料の支払いが困難になった場合は、申請により介護保険料の減免や支払いを猶予する制度があります。

対象者 第1号被保険者(65歳以上の人)

減免の事由

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人が死亡または重篤な傷病を負ったとき。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、以下の全てに該当するとき。
 - ・事業収入等のいずれかの収入の減少額が令和2年の当該事業収入等の額の3割以上であること。
 - ・減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること。

減免の対象となる保険料

令和2年度相当分および令和3年度分の介護保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に納期限が設定されているもの。

*令和2年度相当分とは、令和2年度末に資格を取得したことにより、令和3年4月以降期間に普通徴収の納期限が到来するもの。

- 提出書類**
- ・介護保険料徴収猶予・減免申請書
 - ・収入(見込)申告書
 - ・令和2年分の確定申告書や源泉徴収票の写し
 - ・令和3年の収入見込額の計算に用いた帳簿、給与明細などの写し

詳しくは▶

杵藤地区介護保険事務所

業務課業務係

☎ 0954-69-8223

福祉課 高齢者支援係

☎ 82-3187

お知らせ 計量器の定期検査を実施します

取引・証明に「はかり」(特定計量器)を使用する場合は、2年に1度その精度を確認するために使用者が定期検査を受ける必要があります。

●集合検査

検査日時 8月6日(金)10:00~15:30

場所 役場(西側駐車場)

●所在場所検査

検査期間

大型・中型…8月30日(月)~9月14日(火)※土・日を除く
 小型…9月16日(木)~10月7日(木)※土・日・祝日を除く
 ※詳しい検査日時は、佐賀県計量協会から連絡があります。

詳しくは▶

佐賀県計量協会

☎ 31-1411

企画政策課 商工観光係

☎ 82-3112